

第 号
令和 年 月 日

税務署長

差額課税に係る酒税納税申告書提出期限延長承認通知書

令和 年 月 日付で沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第87条第1項の規定により申請のあった差額課税に係る酒税納税申告書の提出期限の延長については、延長後の期限を令和 年 月 日とし承認することとしましたので通知します。

記

--